

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十一年一月十六日

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十一号

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第一項の規定により、平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県知事選挙と同時に行う。

選挙すべき議員の数は、一人である。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十二号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県知事選挙及びこれと同時に執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙の投票の順序は、次のとおりとする。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

一 岐阜県知事選挙

二 岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙

岐阜県選挙管理委員会告示第十三号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者は、次のとおりである。

## 目次

選挙管理委員会告示

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙の選挙期日

(選挙管理委員会)

ページ

岐阜県知事選挙及び岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙の投票の順序

(同) 一

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における選挙長及びその職務代理者

(同) 一

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における自動車燃料代確認事務及びポスター作成枚数確認事務の委任

(同) 二

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における候補者等から岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所

(同) 二

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙におけるポスターの検印場所等

(同) 二

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における開票事務と選挙事務との合同

(同) 二

岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時

(同) 三

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

選 挙 長	選 挙 長 の 職 務 を 代 理 す べ き 者
住 所 氏 名	住 所 氏 名
一 関 市 下 有 知 五 〇 五 五 番 地 宮 本 洪 純	関 市 倉 知 一 五 一 五 番 地 安 田 勇

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙において、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）第四条第一項第二号口及び第五条の規定により岐阜県選挙管理委員会が行う自動車燃料代の確認事務及びポスターの作成枚数の確認事務は、岐阜県選挙管理委員会中濃地方事務局長に委任する。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三百三十条第二項、第八十条第三項、第八十二条第一項、第八十三条第三項、第八十九条第一項及び第九十七条の二第五項並びに岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）第三条、第四条第一項第二号口及び第五条の規定により候補者等が行う岐阜県選挙管理委員会への届出等の場所は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

美濃市生櫛一六二番地二

中濃総合庁舎 四階 中濃振興局中濃事務所 振興課事務室

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）以下「法」という。）第二百一条の十一第四項の規定により岐阜県選挙管理委員会が行うポスターの検印の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、第二百一条の十一第二項及び第二百一条の十五第一項の規定並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定により政党その他の政治団体が行う岐阜県選挙管理委員会への届出及び申請の場所は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

一 法第二百一条の十一第四項の規定によるポスターの検印の場所

美濃市生櫛一六二番地二

中濃総合庁舎 四階 中濃振興局中濃事務所 振興課事務室

二 法第二百一条の八第三項において準用する同条第一項第六号、第二百一条の十一第二項及び第二百一条の十五第一項の規定による届出の場所並びに法第二百一条の八第三項において準用する同条第二項において準用する法第二百一条の六第三項の規定による申請の場所

美濃市生櫛一六二番地二

中濃総合庁舎 四階 中濃振興局中濃事務所 振興課事務室

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に併せて行うものとする。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

平成二十一年一月二十五日執行の岐阜県議会議員関市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十一年一月十六日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

一 場所

関市若草通二丁目一番地  
関市総合体育館

二 日時

平成二十一年一月二十五日 午後九時三〇分

平成二十一年一月十六日印刷  
平成二十一年一月十六日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社